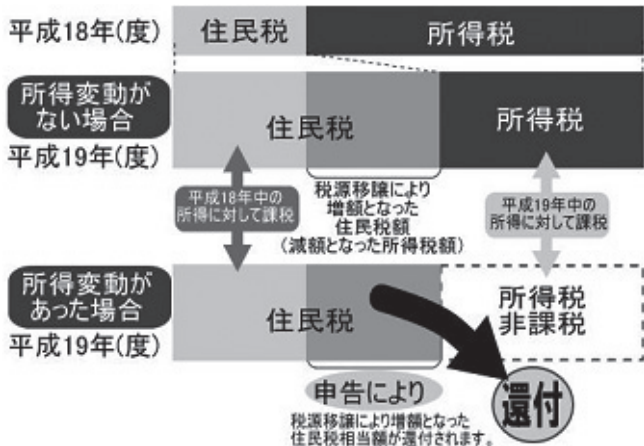


平成19年に所得が減って
所得税が課されなくなった方

**申告が
必要です!**

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

【所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要となります】



所得変動のモデルケース ●夫婦で給与収入 500万円の場合● (単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	
所得税	220,000	122,500	平成19年の収入が減少し、所得税が0円になった場合(※2)
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

差額が還付されます!

	平成19年(度)収入なし		
	税源移譲前の税率	税源移譲後の税率	差額
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※1平成19年中に亡くなられた方や海外へ転居されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
※2この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)種の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

ります!

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。ほかの市区町村へ転居された方は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

【申告期間】

平成20年7月1日～7月31日まで
※該当すると思われる方には、6月末までに申告書を直接送付する予定です。該当するにもかかわらず申告書が届かない方は、市役所税務課または各支所地域総務課にお申し出ください。

**シートベルトは
あなたを守る命綱**



—後部座席のシートベルト着用が義務化されます—

道路交通法が改正され、後部座席もシートベルトの着用が平成20年6月1日から義務化されます。これに違反するとドライバーに対して1点が減点されます。後部座席でシートベルトを着

用していないと、衝突時に座席から投げ出され、全身を強打したり、車外に放り出されてしまいう大変危険です。また、後部座席の同乗者が、前部座席の運転者や助手席同乗者にぶつかり大きなダメージを与える可能性もあります。

交通事故にあつてから「あの時シートベルトをしていたら...」と思っても手遅れです。法律の施行にかかわらず、自分自身の安全のためにも、車に乗ったら後部座席を含め、常にシートベルトを着用するように心掛けてみましょう。

**公平委員会委員・
教育委員会委員を
選任**

公平委員会委員長に小林全弘さんが選任されました。
また教育委員会委員に小寺直見さんが就任されました。

(順不同、敬称略)

公平委員会委員

委員長	小林 全弘 (園部町 人)
職務代理	船越 廣子 (日吉町志和賀)
委員	八田 敦子 (八木町 木)

教育委員会委員

委員長	齊藤 進 (八木町 刑部)
職務代理	木村 光一 (美山町 豊郷)
委員	湯浅 照夫 (日吉町 生畑)
委員	小寺 直見 (園部町 横田)
教育長	牧野 修 (園部町 小桜町)